

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例）</p> <p>第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和九年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。</p> <p>（指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例）</p> <p>第十三条 指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和九年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。</p> <p>2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和九年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置）</p> <p>第十三条の二 平成十八年十月一日から令和九年三月三十一日まで</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例）</p> <p>第十二条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、第二十九条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。</p> <p>（指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例）</p> <p>第十三条 指定自立支援医療（育成医療を除く。）に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。</p> <p>2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、令和六年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置）</p> <p>第十三条の二 平成十八年十月一日から令和六年三月三十一日まで</p>

の間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者（二十歳未満の者を除く。）の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

の間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者（二十歳未満の者を除く。）の指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千元」とあるのは「零以上一万五千元以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。